

# 石川県公報

令和元年8月2日

第13227号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	4
○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	1	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	4
○石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農業政策課)	2	○都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課)	5
○保安林の指定 (森林管理課)	2		

## 告 示

### 石川県告示第114号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和元年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配給会社名
映 画	変態怪談 し放題され放題	オ ー ピ ー 映 画
〃	悶絶劇場 あえぎの群れ	オ ー ピ ー 映 画
〃	淫獣捜査 夫婦暴行魔を追え!	新 東 宝 映 画
〃	爛れた関係 猫股のオンナ	オ ー ピ ー 映 画
〃	憂なき男たちよ 快樂に浸かるがいい。	新 日 本 映 像
〃	未亡人下宿? エピソード3 裏口も空いてます	オ ー ピ ー 映 画
〃	CLIMAX クライマックス (原題) CLIMAX	キ ノ フ ィ ル ム ズ (フランス、ベルギー)

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

#### 3 指定年月日

令和元年8月2日

### 石川県告示第115号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
宝達志水町のうち志雄地区	令和元年9月5日(木) (午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	宝達志水町役場前車庫
宝達志水町のうち押水地区	令和元年9月6日(金) (午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	アステラス横車庫
七尾市のうち中島地区、田鶴浜地区 及び能登島地区並びに石崎小学校及 び和倉小学校の各通学区域	令和元年9月10日(火) (午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	七尾市サンビーム日和ヶ丘
七尾市のうち中島地区、田鶴浜地区 及び能登島地区並びに石崎小学校及 び和倉小学校の各通学区域を除く地 区	令和元年9月11日(水)及び同月12日(木) (午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	七尾市勤労者総合福祉セン ター(ワークパル七尾)
志賀町のうち富来地区	令和元年10月2日(水) (午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	富来行政センター
志賀町のうち志賀地区	令和元年10月3日(木) (午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	志賀町役場

### 石川県告示第116号

石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和46年石川県告示第263号)の一部を次のように改正する。

令和元年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の表第1号から第3号までの規定中「年1.3%～年1.4%」を「年1.27%～年1.37%」に、「年0.65%」を「年0.87%」に改め、同表第4号中

「	年1.3%	～	年1.3%	年0.65%	を	「	年1.27%	～	年1.27%	年0.87%	に改め、同表第5号中「年1.3%～年1.4%」
」						」	年1.37%				

を「年1.27%～年1.37%」に改め、同表第6号中「年1.3%」を「年1.27%」に、「年0.65%」を「年0.87%」に改め、同表第7号中「年1.3%～年1.4%」を「年1.27%～年1.37%」に、「年0.65%」を「年0.87%」に改め、同表第8号中「年1.3%」を「年1.27%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第2条の規定は、令和元年7月19日以後に貸し付けた資金に係る利子補給について適用し、同日前に貸し付けた資金に係る利子補給については、なお従前の例による。
- 3 令和元年7月19日以後に貸し付けた資金のうち同日前に承認を受けたものの利子補給については、前項の規定にかかわらず、当該資金に係る同日前の貸付利率又は同日以後の貸付利率のいずれか低い方を基準として利子補給率を定めるものとする。

### 石川県告示第117号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所  
鹿島郡中能登町金丸壱四6(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林の所在場所  
鹿島郡中能登町能登部上メ3の甲
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林の所在場所  
輪島市空熊町ニ16の1、17、18、19、20、21
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林の所在場所  
珠洲市若山町延武武部10、参七部6

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

若山町延武式部10・参七部6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

---

**公 告**

---

## 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和元年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 申請のあった年月日

令和元年7月9日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 石川県腎友会

## 3 代表者の氏名

山本 富士夫

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市石引町1丁目8番3号 大辺ビル1階

## 5 定款に記載された目的

この法人は、腎臓病に関する予防と正しい知識や社会啓発を行い、腎臓病患者の自力支援や社会参加に関する事業を行い、腎臓病や透析患者の啓発又は腎移植の推進に関する正しい知識や啓発活動又は健康向上に寄与することを目的とする。

## 地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和元年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社林農産

林 浩陽

野々市市藤平132番地

## 2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

## (1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
東 出 涼	野々市市下林4-397-2	玄米

(2) 登録台帳に記帳された事項を変更した者

氏名		住所	農産物検査を行う農産物の種類
林 夢 太	新	野々市市藤平135-1	玄米
	旧	金沢市久安6-206-2(102)	

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を令和元年8月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和元年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
加賀都市計画道路 3・5・52号温泉中央南線	(1) 削除する区域 加賀市山中温泉湯の本町の一部 (2) 変更する区域 加賀市山中温泉本町一丁目、山中温泉本町二丁目及び山中温泉湯の出町の各一部	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課
加賀都市計画道路 3・5・56号桂木線	(1) 追加する区域 加賀市山中温泉本町一丁目、山中温泉湯の本町及び山中温泉富士見町の各一部 (2) 変更する区域 加賀市山中温泉東町一丁目の一部	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課
加賀都市計画道路 7・6・15号温泉東山線	削除する区域 加賀市山中温泉本町一丁目、山中温泉東町一丁目、山中温泉東町二丁目、山中温泉河鹿町、山中温泉栄町及び山中温泉南町の各一部	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課

